

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 12 | 母子保健法に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美作市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

評価実施機関名

岡山県美作市長

公表日

平成27年10月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 母子保健法に関する事務 |
| ②事務の概要 | 母子保健法に基づき、母子保健に関する事業の実施、情報の管理、統計データの分析・資料作成等を行っている。 特定個人情報ファイルについては次の事務に利用する。 ①妊娠届の受理及び審査 ②母子健康手帳の交付 ③保健指導 ④健康診査の実施及び勧奨 ⑤妊産婦の訪問指導 ⑥新生児の訪問指導 ⑦未熟児の届出受理及び審査 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨未熟児養育医療費の給付及び台帳管理 ⑩情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 |
| ③システムの名称 | 健康管理システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 健康管理ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 49項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条7号 別表第二 26、56の2、70、87項 平成26年内閣府・総務省令第7号第19条、第30条、第39条、第44条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健福祉部 健康づくり推進課 |
| ②所属長 | 健康づくり推進課長 山下 富貴子 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部総務課 岡山県美作市栄町38番地2 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 保健福祉部健康づくり推進課 岡山県美作市北山390番地2 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成27年9月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成27年9月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

